

掲示期間 8.15-8.24

新潟市告示第 510 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市美術館使用料及び物品売払代金の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 15 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社 メディアシップ・ブランド

代表取締役社長 林 康生

所在地 新潟市中央区万代 3-1-1

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市美術館使用料及び物品売払代金

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 8 月 30 日

4 徴収事務を委託した日

令和 7 年 8 月 30 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 7 年 8 月 30 日から令和 8 年 3 月 31 日まで